

仕 様 書

年 度 令和 7 年度 上水道第 4号

業 務 名 木曾岬町水道施設保守点検業務委託

業務場所 木曾岬町大字 西対海地・川先・田代・新輪 地内

工 期 自 契約の日から
至 令和8年3月20日

点検頻度

点検の頻度については、年1回程度とする。

非常時対応

水道施設に異常が検出された場合、早急に適切な対応を行うこと。

点検対象設備

ポンプ盤・計装機器、計装盤、ポンプ設備、受水弁、減圧弁、補機盤

発電機設備、中央監視装置、緊急飲料水製造装置、その他

作業内容は、次の通りとする。

点検業務作業内容(弘法池受水場)

機器名	仕様	作業内容	備考
I ポンプ盤		リレー、配線の状況 マグネット接点の状況 インバータの運転状態 盤内換気扇の運転状態	田代受水地については 信号の確認のみ。
II 計装機器、計装盤		ゼロ、スパンの確認 動作確認 残塩計の電極、ビーズの状況 計装品のバッテリーの確認	テレメータ設備(役場～弘 法池,弘法池～田代)は 点検項目に含む。
III ポンプ設備	100MS2615	センタリング、振動、能力測定 グランドパッキン取替 運転確認	
IV 受水弁、減圧弁、補機盤		動作確認(機械・電気)	
V 発電機設備	PG-75KY	運転確認 保護装置動作確認	
VI 中央監視装置	入出力装置	供給電源、電源部出力電圧測定 数値読み合わせ	簡易点検
VII 緊急飲料水製造装置		機器点検 運転確認	

機器名	仕様	作業内容	備考
Ⅷその他	配水池	配水池内部側壁を点検口より目視確認実施	

点検業務作業内容(新輪受水場)

機器名	仕様	作業内容	備考
I ポンプ設備	65MS2615	センタリング、振動、能力測定 グランドパッキン取替 運転確認	
II 中央監視装置	入出力装置	供給電源、電源部出力電圧測定 数値読み合わせ	簡易点検
II 滅菌設備		液漏れ確認 動作確認 注入点確認	

機器名	仕様	作業内容	備考

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工期、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 工事成績への反映

指名停止を受けた者については、工事成績評定を減点する。

(3) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。

(4) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。